

広島市告示第540号
令和7年12月2日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長　松井　一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 イオンタウン楽々園
- (2) 所在地 広島市佐伯区楽々園四丁目 444番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

広島電鉄株式会社

代表取締役社長 仮井 康裕
広島市中区東千田町二丁目9番29号
ひろぎんリース株式会社
代表取締役 中間 克彦
広島市中区紙屋町一丁目3番8号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐輪場の位置
別紙のとおり

4 変更年月日

令和7年12月19日

5 届出年月日

令和7年11月27日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課
- (2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和7年12月2日から令和8年4月2日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和8年4月2日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課

変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐輪場の位置

(変更前)

No.	位 置	収 容 台 数
1	イオンタウン棟西側	68 台
2	イオンタウン棟南西側	33 台
3	イオンタウン棟南側	80 台
4	イオンタウン棟北東側	122 台
5	ヤマダ電機棟 1 階	23 台
6	ヤマダ電機棟東側	65 台
7	ヤマダ電機棟北東側	47 台
8	ヤマダ電機棟西側	30 台
9	敷地西側	25 台
	合 計	493 台
	届出台数	409 台

※ 駐輪場総収容台数 493 台の内 409 台を来客用の届出駐輪台数とする。

※ 銀行来客用駐輪場 30 台は届出駐輪場に含まない。

(変更後)

No.	位 置	収 容 台 数
1	イオンタウン棟西側	103 台
2	イオンタウン棟南西側	40 台
3	イオンタウン棟南側	80 台
4	イオンタウン棟北東側	122 台
5	ヤマダ電機棟 1 階	23 台
6	ヤマダ電機棟東側	65 台
7	ヤマダ電機棟北東側	47 台
8	ヤマダ電機棟西側	30 台
9	敷地西側	58 台
10	敷地西側	15 台
	合 計	583 台
	届出台数	409 台

※ 駐輪場総収容台数 583 台の内 409 台を来客用の届出駐輪台数とする。

※ 銀行来客用駐輪場 15 台は届出駐輪場に含まない。